

(3) 具体的な取組内容

委託先の選定から委託終了に至るまでの適切な管理・監視の実施

委託先選定時

- 外部委託契約については、契約の競争性や透明性の確保の観点から、**一般競争入札（総合評価方式を含む）を原則**。
- 委託業者選定に当たって、各事業担当部が委託先の経営状況、個人情報管理体制及び社会保険料未納の有無など、事前に確認すべき事項について業者から自己申告書を提出させるとともに、その内容について**標準チェックリストに基づき事前審査を実施**。
- 委託契約に当たっては、**定期報告、立入検査、守秘義務、委託関連文書の提出等必要な規定を盛り込んだ標準委託契約書・標準仕様書及び審査基準を整備**するとともに、これらを基に適正な審査を実施。
- 業務品質の確保を図るため、**複数年契約の積極的活用、契約更新制度の導入、サービス品質に関する合意（SLA）の締結**。

委託期間中

- 委託期間中において、各事業担当部は、**委託業者から定期的に報告をさせるとともに、必要に応じた立入検査を実施**。（委託契約書において、明文化）

委託終了後

- 委託終了後において、**各事業担当部は、委託業務の成果の分析・評価を行い、外部委託を統括的・横断的に管理する品質管理部に実績を報告**。
- 品質管理部において、**各事業担当部からの報告を横断的に分析・評価し、必要がある場合、各事業担当部に対し業務の改善指示を実施**。
- 外部委託管理責任者（品質管理部長）は、**分析・評価結果に基づき、必要に応じ、外部委託規程、標準委託契約書等の見直し、その他外部委託業務管理の改善のために必要な措置を実施**。